

21-12(木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則改正(案)について)の意見公募手続に際し、意見公募手続の運用に関する意見がありましたので、その意見の内容及び本市の考えについて公表します。

平成22年5月14日

1 意見の内容

第1回のパブコメは、12月4日に始まり1月5日に締め切られました。しかし、その結果がいつ公表されるのかHPでもみても分からず、貴課に電話してやっと2月15日に公民館に届けられると知りました。残土という有害汚染物埋立てという重要な条例ですから、当初からきちんと予定を公表しておくべきだと思います。内容に入る前に、木更津市の対応に対し市民サービスや手続きに大きな問題があったことを率直に指摘しておきます。

2 意見に対する本市の考え

本市が意見公募手続の対象としているものは、市民等の生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる計画や条例など(意見公募条例第3条第1項を参照してください。以下「政策等」といいます。)ですが、「政策等を定めようとするときは、意思決定の前にその案を公表しなければならない」(意見公募条例第5条第1項)と規定されており、市民等に対しご意見を伺う内容は、あくまでも(市長などによる最終的な)意思決定をする前の段階のものとなります。

また、意見公募手続を実施して政策等を定める場合は、提出された当該政策等の案についての意見を十分に考慮することが義務づけられており(意見公募条例第10条)、その結果として、政策等を定めた場合は、当該政策等を公表する時期と同時期に、ご意見に対する対応などにつきましても併せて公表することとされております(意見公募条例第11条第1項。)

本市がこのようにして実施しております意見公募手続の対象は、先に申し上げましたとおり、市民等の生活などに重大な影響を及ぼす計画などですので、この計画などがいつ策定されるのか、また、市民等からいただいたご意見に対する回答がいつなされるのかということは、市民等にとって関心が高いことから、当初からきちんと予定を公表しておくべきとのご意見につきましては、理解しております。

しかしながら、意見公募手続では、政策等の案を公表し、ご意見をいただいた後に検討を行い、最終的な意思決定をすることになりますので、いただいたご意見の内容や状況の変化などによって、政策等を定めることを取りやめる場合や、定める時期を延期するといった場合も想定されますので、このような場合には、予定を公表することにより、かえって混乱を招くおそれもございます。

また、本件のように、定めようとする政策等が条例である場合には、市が定めることができるのは、市議会に上程する条例案までですが、市議会に条例案を上程する日より前に、上程を予定している条例について公表することは、市議会を軽視することにつながるとの指摘もございます。

以上から、本市では、意見公募手続を実施するに当たり、政策等の策定までの予定を公表することは考えておりません。